



住民税非課税世帯等の皆さまへ

清須市 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

清須市が確認書(又は申請書)を受理した世帯から順次支給します。

※支給の際は、支給決定通知書を送付します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

「住民税非課税世帯」

基準日(令和3年12月10日)において清須市に住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非課税(令和3年度分)である世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

「家計急変世帯」

申請日時点において清須市に住民登録があり、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

確認書を郵送しています
(要返送)

※令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯は、申請が必要です。

詳しくは「I」へ

申請が必要です

申請締切:令和4年9月30日(金)

詳しくは「II」へ

給付金の支給手続

I 住民税非課税世帯〔令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯〕

★世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

●対象となる可能性のある世帯には、清須市から、確認書(給付内容や確認事項が書かれた書類)を2月7日(月)に郵送しています。

●中身を確認し、同封の返信用封筒にて3カ月以内に返送してください。

※確認書に振込先の記載がない場合、又は振込先の変更を希望される方については、希望する振込口座番号が分かるものと本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳のいずれか1つ)の写しが必要となります。

★世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

●給付金を受け取るには、令和4年9月30日(金)までに申請が必要です。

●申請をする世帯は、清須市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンターまでお問い合わせください(下記参照)。申請書一式を郵送します。

●申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に市へ提出してください。

II 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

●給付金を受け取るには、令和4年9月30日(金)までに申請が必要です。

●支給対象と思われる世帯は、清須市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンターまでお問い合わせください(下記参照)。申請書一式を郵送します。

●申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に市へ提出してください。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



市が郵送する封筒

お問い合わせ

清須市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
コールセンター及び給付窓口(市役所南館1階)

☎052-325-3633

応対時間 平日 午前9時～午後5時



市民の皆さまと行政をつなぐ

広報清須200号を発行！

皆さまに支えられ
200号を迎えました

平成17年7月の清須市誕生の翌月に創刊した「広報清須」が、今月号で200号を迎えました。

近年、スマートフォン等の普及等によって情報収集の方法が大きく変化する中、市民の皆さまに支えられ、全ての世帯に毎月お届けしてきました。これからも、市の情報を分かりやすく、正確にお伝えし、市民の皆さまの知りたい情報や役立つ情報をお届けしていきます。

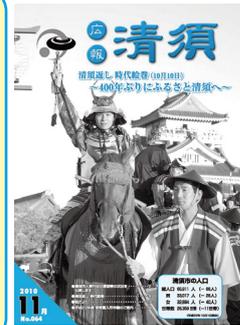
これまでの
「広報清須」の表紙
を振り返る



▶2005年8月 創刊号
西枇杷島町・清洲町・新川町が合併。「清須市」の誕生を伝えました。



▶2009年10月 51号
清須市と春日町が合併。新「清須市」の誕生を伝えました。



▶2010年11月 64号
清須越四百年の記念行事である「清須返し時代絵巻」の信長公隊を表紙に掲載しました。



▶2015年1月 114号
全ページ4色カラー刷りへリニューアルしました。表紙は、雪中に行われた「愛知県市町村対抗駅伝競走大会」の様子。



▶2015年7月 120号
市制施行10周年を迎え、市制10年のあゆみを集めた記事として掲載しました。



▶2017年1月 138号
市役所増築庁舎（北館）が12月に完成。清須を支える新拠点として、市役所の統合を伝えました。



▶2018年8月 157号
清須市の出生率が愛知県内で第1位になったことをお知らせしました。



▶2020年9月 182号
東海豪雨から20年の節目に、災害の記憶を風化することなく語り継ぐため、当時の写真を数多く掲載しました。

「広報清須」を支える
点字ボランティア

点字ボランティアとして活動されている「点訳グループしんてん」は、合併前の旧新川町の頃から約26年間、広報紙の点訳活動をされており、現在は、5人のメンバーで活動しています。

作成された点訳広報紙は、市役所社会福祉課で閲覧することができます。



問合せ

人事秘書課（北館3階）



「清洲児童センター」が完成します！

施設の老朽化への対応及び放課後児童クラブの事業運営の適正化を図るため、工事を進めている「清洲児童センター(旧名:清洲児童館)」が、3月15日(火)完成、3月28日(月)から供用開始を予定しています。

建物は鉄骨造2階建てで、1階には、児童クラブ室が2室、事務室、静養室、図書コーナー、2階には、児童クラブ室2室、遊戯室、集会室を備えており、自由来館に加え、4つの児童クラブを運営できる施設となっています。

子どもたちが、楽しくのびのびと過ごせるよう、また、地域の皆さまに愛される施設になるよう取り組んでいきます。

児童館の名称が変わります

清洲児童センターの完成により、4月1日から児童館(児童センター)の名称が一部変更となりますので、ご注意ください。

旧名称
清洲児童館
清洲児童センター(愛称:ウイング)



新名称
清洲児童センター
清洲東児童センター(愛称:ウイング)

清洲児童センター▶



予防接種名	対象	助成金の対象となる期間	助成金申請締切日
高齢者インフルエンザ	接種当日 65歳以上の方	令和3年10月15日 ~令和4年1月31日	3月31日(木) ※高齢者肺炎球菌を3月31日に接種した方はお問い合わせください。
高齢者肺炎球菌	令和3年度対象者(令和3年4月に予診票を送付)	令和3年4月1日 ~令和4年3月31日	

指定医療機関以外で予防接種を受けた方で、助成金の申請がお済みでない場合は、手続きをお急ぎください。

「高齢者インフルエンザ」及び「高齢者肺炎球菌」の「予防接種費助成金の申請は、3月31日(木)まで」

※振込先通帳等とは、金融機関名、支店名、種別、口座(通帳)番号、口座名義人が確認できるものです。

■**持ち物** 被接種者名の記載があるインフルエンザ予防接種種領収書(原本)・振込先通帳等・本人確認書類(保険証、運転免許証等)・母子健康手帳

■**問合せ** 健康推進課(北館2階)

「妊婦・子どもインフルエンザ」予防接種費助成金の申請は、3月31日(木)まで

高齢者肺炎球菌については、過去に1回でも接種した方は対象外となります。

■**持ち物** 予診票(写し可)・領収証(原本)・振込先通帳等・本人確認書類(保険証、運転免許証等)・委任された方の本人確認書類(保険証、運転免許証等)

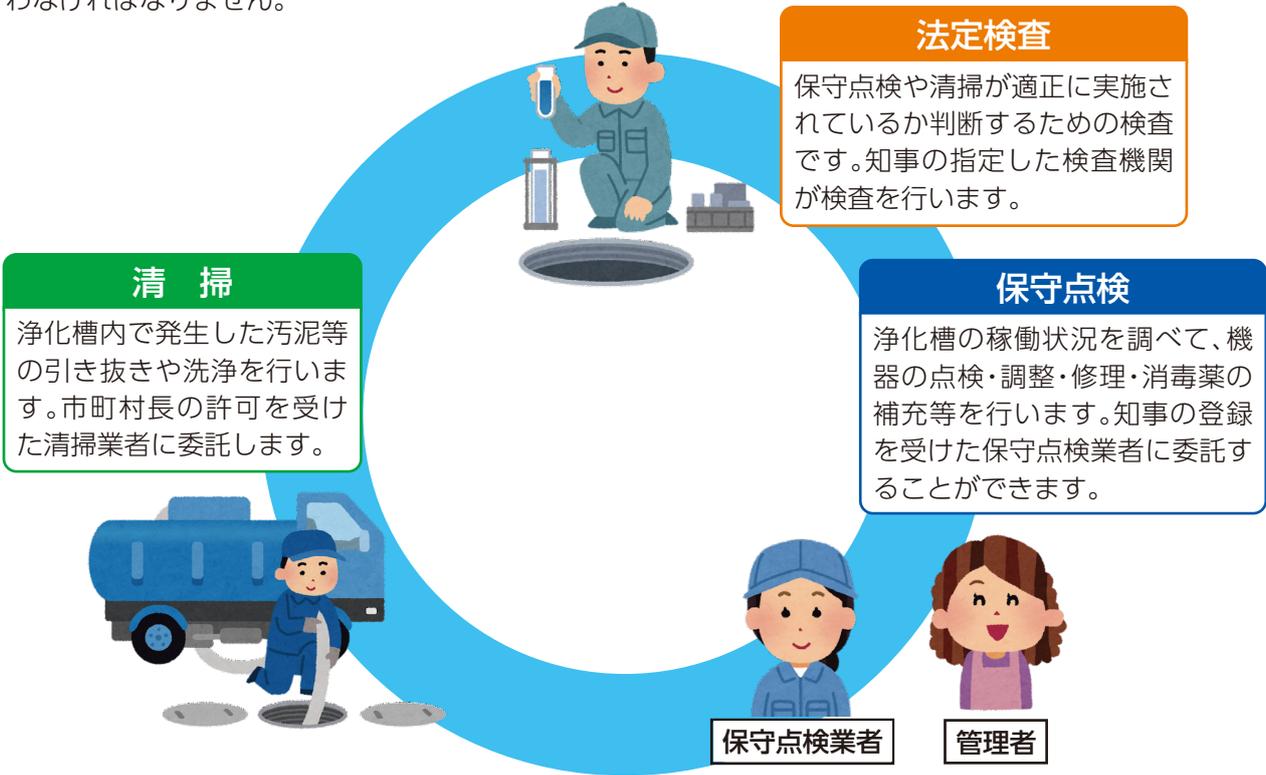


あなたの浄化槽 ちゃんと働いていますか？

●浄化槽には維持管理が必要です

県内には約54万4千基(2020年度末)の浄化槽が設置されています。

浄化槽の機能を適正に維持するために、浄化槽法で定められている**法定検査**、**保守点検**、**清掃**の**3つ**を行わなければなりません。



●維持管理の回数

維持管理	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
保守点検	概ね4カ月に1回以上※1 (維持管理要領書でご確認ください)	概ね4カ月に1回以上 (全ばっ気方式は3カ月に1回以上)
清掃	1年に1回以上	1年に1回以上 (全ばっ気方式は6カ月に1回以上)
法定検査※2	7条検査	なし (2001年度から新設禁止のため)
	11条検査	1年に1回

※1 最初の点検は使用開始の直前に行う必要があります。

※2 11ページで詳しく説明しています。

浄化槽の使用状況によっては、適正に機能させるために保守点検・清掃の回数を通常より多くしなければならない場合があります。



●法定検査は法律で義務付けられています！

！保守点検を受けていても法定検査を受けなければなりません。

法定検査は、保守点検や清掃が適正に実施されているかを総合的に判断するための検査で、保守点検とは異なります。

保守点検業者と委託契約をしていますが、別に知事の指定した検査機関による法定検査を受けなければなりません。

！法定検査には浄化槽法に基づく7条検査と11条検査があります。

7条検査：浄化槽の使用開始後4～8カ月の間に受ける検査で、浄化槽の設置工事が適正に行われ、浄化槽が正常に働いているかどうか検査します。

11条検査：毎年1回定期的に受ける検査で、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分発揮されているかどうかを検査します。

検査内容は次のとおりです。

- 外観検査**：設置の状況や水の流れ方などの状況を検査します。
- 水質検査**：浄化能力を確認するためpH、透視度などの水質を測定・分析します。
- 書類検査**：保守点検記録などを確認し、浄化槽の管理状況を確認します。

※検査当日は保守点検や清掃の記録(3年間の保存義務があります。)などの書類を検査しますので、あらかじめご用意ください。

指定検査機関にご連絡ください。

法定検査は、知事の指定した機関(指定検査機関)でなければ行うことができません。

浄化槽の設置場所によって、担当する指定検査機関が異なります。検査の申し込みは、次の担当機関にご連絡ください。

清須市を管轄する指定検査機関：(一社)愛知県浄化槽協会 ☎052-481-7160

●浄化槽は生きている

浄化槽は微生物の働きにより汚水を浄化しています。

風呂場やトイレの掃除の際、カビ取り剤を多量に使用すると浄化槽内の微生物の働きが弱くなり、浄化槽の機能が低下します。

やむを得ず使用する場合は、浄化槽に対応したものを選び、適正な量を使用し、多めの水で洗い流してください。



「生活排水を考える(愛知県環境局)」から引用

■問合せ 生活環境課(北館2階)

広報清須4月号は配布期間が変更となります

広報清須は、毎月、発行月の前月最後の2日間と当月最初の3日間の合わせて5日間(日曜日及び祝日を除く。)で配布しています。

広報清須4月号につきましては、契約の都合上、**月初めの5日間**(日曜日を除く。)で配布を行います。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

広報清須4月号の配布期間：4月1日(金)・2日(土)・4日(月)・5日(火)・6日(水)

■問合せ 人事秘書課(北館3階)



寄附をいただきました

有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

○鈴木田 俊二 様 絵画作品 1点



「おくやみコーナー」をご利用ください

亡くなられた方に関するお手続きは、ご遺族の方の大きな負担になることがあります。市では、担当課を一つ一つ回ることなく、ワンストップでお手続きが可能となる「おくやみコーナー」を4月から設置します。ぜひご利用ください。

開設日時	毎週火・木曜日(祝日及び年末年始を除く。)
	①午前9時から ②午前10時30分から ③午後1時30分から ④午後3時から ※1日当たり4枠となります。

ご利用には、**予約が必要**です。来庁日の3開庁日前までに予約をお願いします(火曜日来庁の場合、前週木曜日まで)。

■問合せ 市民課(北館1階)

市内に店舗(飲食店・販売店)をお持ちの皆さまへ! 健康応援!OTOKUDA信長クーポン協賛店募集(令和4年度)のお知らせ

市国民健康保険では、「特定健診実施率アップ作戦」として、市民協働のクーポン事業を実施しています。この事業は、市民の健康づくりを推進するため、市内等に店舗をお持ちの皆さまに「特典(優待サービス)」のご協賛をいただき「クーポン券」を作成します。作成した「クーポン券」は、国民健康保険の特定健診を受診された方に配布し、協賛店の集客を図るとともに、同時に特定健診の受診率アップを図るものです。



これらの趣旨に賛同いただける事業者の皆さまは、申込んでいただきますようご協力をお願いします。

内容	ご協賛いただいた「特典(優待サービス)」と「PR・広告」を、「協賛店一覧表」と「市ホームページ」に掲載し啓発します。クーポン券の作成、配布及び市ホームページへの掲載についての費用は市が負担しますので、広告料などの費用は発生しません。 (事業期間:5月～翌年5月予定)
配布対象	市国民健康保険及び後期高齢者医療加入者(約2万名)
申請書の取得方法	○市ホームページから申請書をダウンロードする。 ○保険年金課で申請書を受け取る。
申込方法【申込先】 保険年金課	①窓口にて申込 ②(〒452-8569)住所不要で郵送にて申込 ③FAX(052-400-2963)にて申込 ④Eメール(hokennenkin@city.kiyosu.lg.jp)にて申込 Eメールの場合:必要事項[事業所名、申込者、所在地、電話番号、特典(優待サービス)内容(30文字以内)、PR内容(30文字以内)]を記載して送信してください。 ※内容等ご相談がある場合は、お気軽にお問い合わせください。
提出期限	4月8日(金)必着
特典(優待サービス)の例	クーポン1枚当たり…1会計につき、ポイント〇倍/店内商品〇割引/〇名様まで、1人当たり1,000円以上のお食事に〇〇サービス/〇〇〇ご購入で〇〇〇円値引きなど

■問合せ 保険年金課(北館1階)



3月議会定例会の日程

本会議・委員会は傍聴できます。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用など十分なご配慮をお願いします。

開会時間 午前9時30分から

開会日	3月2日(水)	本会議(一般質問)
4日(金)	本会議(施政方針、議案質疑)	
7日(月)	福祉委員会	
8日(火)	福祉委員会	
10日(木)	建設文教委員会	
11日(金)	建設文教委員会	
14日(月)	総務委員会	
15日(火)	総務委員会	
22日(火)	本会議(委員長報告、討論、採決)	

■問合せ 議事調査課(南館4階)

令和4年度の施設利用登録について

■問合せ スポーツ課(南館1階)

市内にあります屋外社会体育施設、テニスコート及び学校体育施設を利用するには、毎年度、施設利用団体としての登録が必要です。

令和4年度の施設利用団体としての登録受付を開始しますので、手続きをお願いします。なお、**令和3年度に登録されていた団体も手続きが必要**となります。

受付開始 3月1日(火) 受付時間 午前8時30分～午後5時

持ち物 代表者身分証(免許証など)、在勤証明・在学証明のコピー等(市内にお住まいの方は不要)

区分	施設名	受付場所	対象
屋外社会体育施設	浄化センターコート(フットサル)	 ○市役所スポーツ課(南館1階)(土・日曜日、祝日休館) ○春日B&G体育館(月曜日休館)	市内にお住まい、お勤め又は通学されている方の 10名以上 の団体(代表者は高校生以上)
	西枇杷島子ども野球場		
	西枇杷島ソフトボール場		
	西枇杷島野球場		
	新清洲多目的広場		
	西田中グラウンド		
	新川グラウンド		
	新川ソフトボール場		
	新川軟式野球場		
	新川多目的広場		
	春日グラウンド		
春日B&G多目的広場			
テニスコート	浄化センターコート(テニス)	 ○にしびさわやかプラザ(月曜日休館) ○新川ふれあい防災センター ○春日B&G体育館(月曜日休館) ○清洲中学校(月曜日休館)	市内にお住まい、お勤め又は通学されている方の 2名以上 の団体(代表者は高校生以上)
	西枇杷島テニスコート		
	新川テニスコート		
	春日テニスコート		
	春日B&Gテニスコート		
	清洲中学校テニスコート		
学校体育施設	市内小中学校グラウンド	○市役所スポーツ課(南館1階)(土・日曜日、祝日休館) ○春日B&G体育館(月曜日休館)	市内にお住まい、お勤め又は通学されている方の 10名以上 の団体(代表者は高校生以上)
	市内小中学校体育館		
	清洲中学校ソフトボール場		
	新川中学校柔剣道場		

※月曜日休館の施設は、月曜日が祝日の場合は開館し、翌日の平日が休館日となります。

※団体登録申請書を提出する際に、名簿に全員の氏名と生年月日、住所・勤務先などの所在地を指定の様式に記入の上、窓口にて提出してください。

※団体登録については、区分ごとに登録する必要があります。

※7月1日以降のテニスコートの利用申請は、ネットでの予約も可能となります。**これに伴い、テニスコート利用者の方は、団体登録の事前に「あいち共同利用システム」の登録及びIDの取得をしてください。**詳細については、スポーツ課までお問い合わせください。



飴茶庵で事業を始めませんか

市所有の町屋建築「飴茶庵」を個人・法人問わず、事業で賃借される方を募集します。

賃借料の設定はなく、地域の賑わい創出や買い物弱者対策の課題に貢献する事業には、安価でお借りいただけます。



施設	所在地	清須市土器野238番地16	面積	46.908㎡(延床)
	構造	木造一部2階建て(平成21年11月改修済) / トイレ、流し台あり		
	特記事項	耐震性は、未確保(耐震診断対象外施設)。ただし、市が改修した際、補強工事を実施済み。		
業務内容		飴茶庵を活用して実施したい事業を自由に提案可。(複数年契約を想定)		
応募方法		提出書類	提出先	提出期限
	応募	参加申込書兼誓約書	産業課	7月29日(金)
	審査書類	実施計画書		8月12日(金)

※詳細は市ホームページをご覧ください。

※応募・審査書類の様式は、市ホームページからダウンロードするか、産業課の窓口で取得可能です。

■問合せ 産業課(南館3階)



「2022春 清須ウオーク」開催のお知らせ

桜とチューリップを楽しみながら、清須のまちを歩く「2022春 清須ウオーク」を開催します。

と き	3月26日(土) 午前9時から ※少雨決行 ●事前に申し込んでいただいた方は、午前9時～10時の間にスタート地点から各自スタートしてください。事前申込の方には、コースマップを郵送します。 ●当日申込の方は、各コースのスタート地点で受付を行います。(事前申込の方は、当日受付は不要です。)		
コース	①JR枇杷島駅発【7.9kmコース】 JR枇杷島駅東口→カルチャ新川→朝日遺跡ミュージアム→清洲城→市役所→新川西部浄化センター公園→JR枇杷島駅西口 ②名鉄新清洲駅発【4.3kmコース】 名鉄新清洲駅北口→朝日遺跡ミュージアム→清洲城→名鉄新清洲駅北口 ※午前11時までにチェックポイント(清洲城)へお越しください。		
対象	健康な方 ※小学生以下は保護者同伴となります。		
参加費	無料	参加賞	清須ウオークピンバッジ
申込方法	申込フォーム、Eメール又ははがきのいずれかで、代表者氏名(フリガナ)・郵便番号・住所・電話番号・年齢・性別・参加コース(コース番号をご記入ください)・参加人数(代表者含む)をご記入の上、お申し込みください。※FAXでの申込は行いません。 ■申込フォーム 二次元コードから申込フォームに移行できます。 ■Eメール sports@city.kiyosu.lg.jp ■はがき 〒452-8569(住所不要) 清須市教育委員会事務局 スポーツ課 「清須ウオーク」募集係		
申込締切	3月11日(金)必着		
その他	新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催を中止する場合があります。		

■問合せ スポーツ課(南館1階)

●資源収集 ■坂町、東町、中河原、下河原…毎月第4水曜日 ■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…毎月第4土曜日 ■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…毎月第3水曜日 ■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…毎月第4土曜日 ■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…毎月第3水曜日

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のお知らせ

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度の給付及び特例給付相当世帯に対する市独自の給付)につきましては、**申請期限が3月31日(木)**となっています。制度の概要につきましては、市ホームページを参照してください。

また、離婚等により、令和3年9月分の児童手当受給者でなかったものの、それ以降に養育者となった方への給付金につきましても、併せて市ホームページを参照してください。

なお、期限を越えての申請は受け付けることができませんのでご注意ください。

▲市ホームページ

■問合せ 企画政策課(北館3階)



市民1の働だより

アダプト・プログラム参加団体等により市内が花いっぱいになります

これからの季節、市内のいろいろな場所で桜やチューリップなど多くの花が咲き始めます。花がきれいに咲く場所の中には、「アダプト・プログラム」に参加する団体の皆さんが地域活動の一環として、環境美化を目的にチューリップ等を植栽している場所(地図を参照)も多くあります。市内を散策しながら、ぜひご覧ください。

このような活動に興味を持たれた方は、担当までお問い合わせください。

実施場所一覧

① 蓮花寺児童遊園	② 東出児童遊園
③ 春日小学校東門付近	④ 中之切児童遊園
⑤ 春日神明地内	⑥ 廻間交差点付近
⑦ ふるさとのやかた付近	⑧ 新清洲駅前西花壇
⑨ 助七西市場線	⑩ 尾張星の宮駅西植樹帯
⑪ 尾張星の宮駅前ロータリー	⑫ 星の宮公園
⑬ カルチバ新川	



実施場所一覧

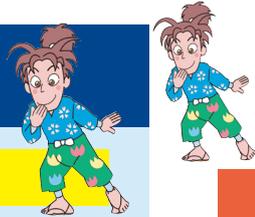
⑭ 本山公園	⑮ 津島街道分岐
⑯ 新川橋詰ポケットパーク	⑰ みずとぴあ庄内
⑱ 西枇杷島小学校南側路側帯	⑲ 下小田井駅付近花壇
⑳ 瀬部田公園	

■問合せ 企画政策課市民協働係(南館1階)

新川地区 ●プラスチックごみ収集 ■坂町、東町、中河原、下河原…毎週土曜日 ■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…毎週水曜日 ■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…毎週土曜日 ■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…毎週土曜日 ■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…毎週水曜日



防災・減災サポートコーナー



第12話：「緊急地震速報」とは？

緊急地震速報とは、気象庁が地震直後に、各地の強い揺れの到達時刻や震度を予想し、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線等で可能な限り素早くお知らせする情報のことです。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、乗り物のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどの活用がなされています。緊急地震速報は、地震の初期微動（P波）と主要動（S波）の伝搬速度の差を利用し、震源近くの地震計でP波を受信すると、震源の位置、地震の規模、想定される揺れの強さを自動計算し、被害をもたらすS波が到達する数秒から数十秒前に強い揺れの地域をお知らせします。

緊急地震速報には、予想最大震度3～5弱未満を「予報」、5弱以上を「警報」とし、「警報」の中で予想震度が6弱以上のものを「特別警報」と位置付けています。

緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、数秒から長くても十数秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合いません。緊急地震速報を受信した際は、慌てて外に飛び出したりせず、頭を保護し、机の下等に隠れるなど、地震の揺れから

身を守る行動をとってください。また、就寝中に緊急地震速報を聞いた場合など、とっさに安全確保の行動がとれないこともあるため、日頃から建物の耐震化、家具固定、備品の落下及びガラスの飛散防止等の対策を実践し、地震の揺れにも安全な空間を作っておくことが重要です。

■問合せ 危機管理課（北館3階）



幸い、日本では大事にはなりませんでしたが、実際に災害が起きた時は、普段からの勉強や訓練が生かされるのだと感じました。

11月末に行われた、防災カフェはるあき主催の「コロナ禍の避難所運営研修会」に参加しました。3回目となる避難所運営訓練は、要配慮者（障がい者、授乳中の人、外国人、高齢者など）の対応に重点を置いたものでした。中でも、指差し会話シート（聴覚障がい者用）は避難所にあると便利だと喜ばれました。

1月半ばには、「災害ボランティアコーディネーター養成講座」に参加しました。被災者からのニーズ聞き取り演習やボランティアセンター開設訓練をしました。今回は講師側で活動し、準備期間も含め、とても勉強になりました。また、養成講座の当日には、南太平洋・トンガの火山島で大規模な噴火があり、気象庁は太平洋沿岸地域全般に「津波警報」と「津波注意報」を発表しました。

阪神淡路大震災から27年、東日本大震災から11年たちましたが、災害はいつやってくるかわかりません。

これからも、災害に備えて勉強や訓練をしていきたいと思います。

皆さんも、機会があれば「避難所運営研修会」や「災害ボランティアコーディネーター養成講座」に参加してみてください。



聴覚障がい者からのニーズを聞き取る災害ボランティアコーディネーター（避難所運営研修会にて）

市民記者がゆく！ まちなかWatch 78
避難所運営研修会と災害ボランティアコーディネーター 市民記者 蘭田幸子